

令和3年度一般会計補正予算（第5号）の専決処分について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることを踏まえ、緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯で、一定の要件を満たす生活困窮世帯を対象とした「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給するための経費について補正予算を編成する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により7月5日付けにて専決処分を行いましたので、お知らせいたします。

なお、本件につきましては直近の議会に報告し、承認を求めるものです。

☆歳出予算 373,994 千円

【歳出予算の内訳】

感染症の長期化により生活に困窮する世帯の自立支援 373,994 千円

- ① 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 全額国が負担 373,994 千円
- 〔予算の内訳〕 支援金：365,160千円
事務費：8,834千円
- 〔支給額〕 単身世帯：月額6万円、2人世帯：月額8万円、3人以上世帯：月額10万円
支給期間：3か月間

☆歳入予算 373,994 千円

【歳入予算の内訳】

- 国庫支出金（新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金：交付率10/10）
373,994 千円

| | | | | |
|----------|-----|-------|----------|--------------|
| 【問い合わせ先】 | 福祉部 | 生活支援課 | 課長 吉田 賢樹 | 047-704-8907 |
| | 財政部 | 財政課 | 課長 遠山 忠 | 047-712-8595 |

報道関係者各位

市川市 福祉部長 小泉 貞之

令和3年度一般会計補正予算（第5号）の専決処分における 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給について

○事業目的

新型コロナウイルスによる影響が長期化する中で、緊急小口資金等の特例貸付をこれまで利用された方であって、再貸付が既に終了している等の理由から、これ以上活用できないという方の生活再建に対する支援として、国より新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給するものです。

○事業概要

1、予算の内訳

支援金：365,160,000円、事務費：8,834,000円

※全額国が負担

2、支給額

単身世帯：月額6万円、2人世帯：月額8万円、3人以上世帯：月額10万円

支給期間は3ヶ月

3、支給対象者

以下のすべてに該当する世帯（生活保護世帯を除く）

- (1) 緊急小口資金と総合支援資金の再貸付を既に借り終わっている世帯、8月までに借り終わる世帯、または、再貸付を不承認とされた世帯
- (2) 申請日の属する月における、申請者及び、当該申請者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額と、申請日における預貯金や現金などの金融資産が次の表の金額以下であること

| 世帯人数 | 収入基準額 | 資産基準額 | 世帯人数 | 収入基準額 | 資産基準額 |
|------|----------|------------|------|----------|------------|
| 1人世帯 | 130,000円 | 504,000円 | 5人世帯 | 314,800円 | 1,000,000円 |
| 2人世帯 | 185,000円 | 780,000円 | 6人世帯 | 361,000円 | 1,000,000円 |
| 3人世帯 | 231,800円 | 1,000,000円 | 7人世帯 | 405,800円 | 1,000,000円 |
| 4人世帯 | 273,800円 | 1,000,000円 | | | |

- (3) 職業安定所（ハローワーク）に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

※給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

4、支給時期

令和3年7月下旬以降の見込

（問合せ先）

福祉部 生活支援課長 吉田 賢樹

生活支援課副参事 伊藤 敏晴

TEL 047-704-8907